

応援受援に係る費用

費用負担の考え方

救助法対象経費

論点5：応援受援に係る費用

【参考】費用負担の考え方

参考事例	主な記載内容
神戸市災害受援計画	<ul style="list-style-type: none">● 協定に基づく応援の場合には、応援職員の旅費、応援物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費等については、概ね被応援市町が負担することとされており、詳細はそれぞれの協定で定められている通りとする。● 協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援に要する費用をそれぞれの応援市町に負担を依頼する。なお、被災程度により災害救助法が適用されると、これらの費用については兵庫県が支弁することとなっていることを周知しておく必要がある。
関西広域応援・受援実施要綱	<ul style="list-style-type: none">● ① 応援に要した経費は、原則として被災府県・政令市が負担する。● ② 被災府県・政令市が①に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被災府県・政令市から要請があった場合には、応援府県・政令市は当該経費を一時繰替支弁する。● ③ 応援要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災府県・政令市が、被災府県・政令市への往復の途中において生じたものについては応援府県・政令市が、その損害を賠償するものとする。● ④ その他詳細については次のとおりとする。<ul style="list-style-type: none">a. 緊急派遣チームの派遣に要する経費（情報収集に係るものに限る。）は、派遣職員が属する、広域連合、構成団体又は連携県の負担とする。b. 備蓄資機材及び備蓄物資等の提供に係るそれらの輸送、補充に要する経費は、被災府県・政令市の負担とする。c. 応援要員の派遣に要する経費については、応援府県・政令市が定める規定により算定した当該応援要員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とし、被災府県・政令市の負担とする。d. 応援要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援府県・政令市の負担とする。e. その他応援に要する経費については、原則として被災府県・政令市の負担とする。

● 主な災害応援業務における対象経費について

受援対象業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外(化粧品等)の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	建物被害認定、罹災証明書発行業務要員	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費(相互応援協定に基づく応援)、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費(自治法第252条の17に基づく職員派遣)については、特別交付税措置が講じられている。(罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置)(特別交付税に関する省令第3条第1項第一号)